

岩沼市事業継続応援給付金のQ&A

Q1. 給付金の対象となる者について。

A1. 市内の大企業を除く法人と個人事業者です。法人は営利法人のみ（株式会社、特例有限会社、合名会社、合同会社、合資会社）を対象とし、公益法人（財団、社団）中間法人（組合）、特定非営利活動法人（NPO法人）などは含みません。

法人	公法人	一般公共団体		↑ 非 該 当 ↓ ↑ 該 当 ↓	
		特殊法人			
	私法人	公益法人	財団法人		↓
			社団法人		
		中間法人	労働組合		
			協同組合		
		特定非営利活動法人	NPO法人		
		営利法人	株式会社		
	合名会社				
	合同会社				
合資会社					
(特例有限会社)					

Q2. 給付の条件について

A2. 令和2年1月～7月のいずれか1ヶ月の売上額が前年同月比で50%以上減少している、または令和2年1月～7月のうちの任意の連続した2ヶ月の売上額がそれぞれ前年同月比で20%以上減少している場合に、A1の一事業者あたり一律で10万円を給付します。

-----上に該当する方で、次の要件を満たす事業者は加算となります-----

[家賃加算の対象者]

- ・テナントでの営業など、賃料を支払っている場合は一律10万円を加算

[県の協力金非該当加算の対象者]

- ・県の休業要請及び協力依頼を行う施設に該当しておらず、県の協力金の対象外である事業者については一律10万円を加算

Q3. 売上額が2ヶ月連続で20%以上減少していないものの、2ヶ月の平均で20%以上減少している場合は対象となるか。

A3. 対象にはなりません。

Q4. 加算給付は単独で給付されないのか。

A4. 給付されません。

Q5. 創業期間が1年を満たない(2019年の8月以降に開業)場合は対象になるのか。

A5. 以下の①か②のいずれかの要件に当てはまる場合対象となります。

① 【2019年中に開業した場合】

2020年1～7月のいずれか1ヶ月の売上額が、2019年8月～12月の月平均の売上額に比べて50%以上減少している、または連続した2ヶ月の売上額がそれぞれ20%以上減少している。

例) 2019年9月に開業した場合

【2019年】

月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	…
万円		40	50	50	60	40	…

月平均売上額 = 50万円

50%以上減少している場合 = 売上額25万円以下(1ヶ月) になっていること

20%以上減少している場合 = 売上額40万円以下(2ヶ月連続) になっていること

② 【2020年1～3月に開業した場合】

2020年4月～7月の売上額が、2020年1～3月の月平均の売上額に比べて50%以上減少している、または連続した2ヶ月の売上額がそれぞれ20%以上減少している。

例) 2020年2月に開業した場合

【2020年】

月	1月	2月	3月	4月	5月	…
万円		30	30	10	10	…

月平均売上額 = 30万円

50%以上減少している場合 = 売上額15万円以下(1ヶ月) になっていること

20%以上減少している場合 = 売上額24万円以下(2ヶ月連続) になっていること

※ 2020年に開業している場合、営業許可証の写しが必要となります。

Q 6. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。

A 6. 申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 7. 副業している場合はどうなるのか。

A 7. 確定申告において事業収入がある場合は、対象になりますが、給与収入は基本的には対象外となるためご注意ください。

Q 8. 算出方法における売上額とは何か。

A 8. 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

Q 9. 支給された給付金の使い方に制限はあるのか。

A 9. 用途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

Q 10. 申請はどのようにするのか。

A 10. 感染拡大を防ぐため、郵送にて申請していただきます。申請書等は市役所ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、市役所6階第2会議室にある申請書等をご利用ください。

Q 11. 確定申告書類の控えに収受印がない場合や e-Tax^{※1}の場合はどうすればよいか。

提出していただく確定申告書類の控えは、必ず税務署印か税理士印の収受印^{※2}が押印されているものを提出してください。

※1. e-Tax の場合は、「受信通知」を提出してください。

※2. 税務署印（もしくは税理士印）

Q 12. いつ支給されるのか。

A 12. 通常、申請から3週間程度でご指定の口座に入金する予定です。給付が決定した方には決定通知を送付します。

Q 13. 複数回受給することは可能か。

A 13. 1回限りの給付となります。

Q14. 今回の応援給付金は課税の対象となるのか。

A14. この給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q15. 代理の名義で申請は可能なのか。

A15. 申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人による申請となります。ただし、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をして頂くことは問題ありません。

※詐欺にはくれぐれもご注意ください。

Q16. 個人事業者の場合、賃貸借契約書の名義が本人以外でもよいか。

A16. 原則申請者と賃貸借契約書の名義人は同じである必要があります。ただし、配偶者など、生計が同一と認められる場合は配偶者の名義でも可とします。

Q17. 飲食店で宮城県の休業要請の対象とはなっていないが、営業時間の短縮等で協力金の給付を受ける場合、非該当加算は受けられるのか。

A17. 受けられません。なお、県の協力金と非該当加算を重複して申請し、給付を受けた場合は返還の対象となります。

Q18. 県の休業要請の対象だったが、営業をしており、県の協力金を受け取ることができないが、市の協力金非該当加算は受けられるのか。

A18. 県の休業要請及び協力依頼の対象施設であれば、県の協力金の給付を受けていなくても、非該当加算の対象とはなりません。

Q19. 市内に複数の店舗がある場合、店舗分の給付を受けられるのか。

A19. 代表者一人当たり1回の受給となっておりますので、店舗が複数あっても給付は1回のみとなります。

Q20. 法人で市内に本社があるが、事業所（店舗）は市外にある場合対象になるか。

A20. 本社が市内にある場合対象となります。

Q21. 法人で市外に本社があるが、事業所（店舗）は市内にある場合対象になるか。

A21. 対象となりますが、市内に事業所（店舗）が複数あっても1社としての取扱となります。

- Q 2 2. 個人事業者で市外に事業所(店舗)があるが、自宅が市内にある場合対象になるか。
A 2 2. 事業所(店舗)が市内にない場合対象とはなりません。ただし自宅が客観的に事業所として認められる場合は対象となります。
- Q 2 3. 個人事業者で市内に事業所(店舗)があるが、自宅が市外の場合対象になるか。
A 2 3. 事業所(店舗等)が市内にある場合は対象となります。
- Q 2 4. フランチャイズの店舗は対象となるか。
A 2 4. 本部とは別の法人・個人事業者が運営している場合対象となります。
- Q 2 5. どのような会社の規模が中小企業者に該当するのか。
A 2 5. 中小企業者の定義は以下のとおりです。

中小企業者の定義(中小企業庁)

業種分類	資本金 出資金総額	常時使用の 従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- Q 2 6. 賃貸借契約書の写しは全ページが必要か。
A 2 6. 可能な限り全てのページの写しをご準備ください。大量となる場合は、契約する施設の住所、契約期間、契約金額、契約者双方の記名・押印、がわかる箇所の写しをご準備ください。
- Q 2 7. 個人事業者で複数の業種を営んでいる場合、業種ごとの申請ができるのか。
A 2 7. できません。

Q 2 8. 昨年開業し、収入が低いため、確定申告はしていない場合、申告書の代わりになるものは何か。

A 2 8. 昨年までに開業していれば、課税対象とはならなくても、市役所で市民税申告をし、控えを提出してください。

Q 2 9. 今年開業した場合、申告書の代わりになるものは何か。

A 2 9. ホームページや、看板など会社の存在や業種が特定できる書類を提出してください。

Q 3 0. 個人事業者の確認書類として写真付きの身分証明書とあるが、無い場合はどうすればいいか。

A 3 0. 次の写しを2つ準備してください。[住民票・保険証・学生証・年金手帳・キャッシュカード・預金通帳・診察券]

Q 3 1. 振込名義はなにか。

A 3 1. 「イワヌマシオウエンキユウフ」です。

Q 3 2. 事業所を親族から借りており、賃貸借契約書を取り交わしていないが、確定申告の際に家賃支払に計上している。この場合家賃加算の対象になるか。

A 3 2. 家賃加算は賃貸借契約書がないと認めることができません。

Q 3 3. 農業法人は対象になるのか。

A 3 3. 基本的に農業法人は対象外です。所属している市内の農家が個人事業者として確定申告をしております、売上額の減少要件に該当していれば、対象となります。

Q 3 4. 申請書の申請者と請求書の債権者は同じでなくてもよいか。

A 3 4. 申請者・債権者・口座名義は同一としてください。

Q 3 5. 賃貸借契約書の書面上は契約期間が終了しているが、自動更新で家賃は支払い続けている場合、家賃加算の対象となるか。

A 3 5. 元の契約書と契約期間満了後も賃料の支払が確認できる書類(領収書や通帳上で契約の金額が支払われている証跡)があれば対象となります。そのほか、契約者双方で自動更新の合意が認められる文章も必要となります。

Q 3 6. 郵送で確定申告をし、手元に税務署の收受印がある申告書の控えがない。收受印の無いもので対応可能か。

A 3 6. 税務署に提出した申告書の写しは、市役所の市民課で発行できますので(手数料 300 円)、そちらを添付して申請してください。

Q 3 7. 個人で漁業を営んでおり、住所は市内だが、他市町村の港に船を所有している。店舗は持っていない。この場合給付金の対象となるか。

A 3 7. 岩沼市民として確定申告をしている場合対象となります。店舗が他市町村にあり、自宅が事業所等として客観的に認められない場合は対象とはなりません。

Q 3 8. 自宅で事業を営んでいる場合、自宅の家賃は家賃加算の対象となるか。

A 3 8. 住居として借りている場所を事業所として申請することはできません。事業用として借りている場合は対象となります。

Q 3 9. 不動産取得による返済は家賃加算の対象になるか。

A 3 9. テナント等を事業用で借りている場合の賃料が対象となるため、対象にはなりません。

Q 4 0. 国の「持続化給付金」と重複して申請することは可能か。

A 4 0. 重複して申請いただいて問題ありません。